

住民基本台帳の原則非公開に関する意見書

個人情報の保護は、国、地方のみならず民間事業者においても非常に重要な課題となっており、それぞれに真摯な取り組みが不可欠となっております。

今年4月には個人情報保護法、行政機関個人情報保護法が全面施行され、自治体においても個人情報保護条例の制定・見直しが推進されているところであり、より適切な個人情報の保護が図られる体制ができつつあります。

しかしながら、このような個人情報保護をめぐる様々な法整備が進む中において、市町村では住民基本台帳法第11条により氏名、住所、生年月日、性別の4つの情報が営利目的であっても、誰でも原則として閲覧できる状況にあります。

さらに、最近では閲覧制度を悪用した不幸な犯罪事件が起こっており、住民基本台帳法第11条による閲覧制度が現実として住民の権利を著しく侵害しているおそれがあります。これは、自治体の個人情報保護条例をはじめとした独自の取り組みでは補いきれない問題であり、住民を保護すべき自治体に対して現行法が事態への対処を困難にしております。

よって、政府におかれては、住民基本台帳の閲覧等において、次の事項を実現されるよう、強く要望します。

- 1 住民基本台帳の一部の写しの閲覧制度については、原則非公開とするよう早急に住民基本台帳法第11条を改正すること。
- 2 住民基本台帳法第12条「住民票の写しの交付」及び第20条「戸籍の附票の写しの交付」を原則として本人と同一世帯の者に限定するように改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成17年7月15日

長岡市議会議長 大 地 正 幸

(あて先)

内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣